

土地区画整理法第76条 記入事項及び添付書類

- 1 許可申請書（正）1部、許可通知書（副）2部
 - ・ 許可申請書の点線より下は、記入しないで下さい。
- 2 申請書の申請行為者、土地所有者、借地権者共有の場合は、すべての共有者の住所氏名と押印をして下さい。
（記入欄が不足する場合は、別紙添付で可）
- 3 申請行為の概要及び地域地区の蘭は、申請が建物の場合は種類、構造、建築面積、延べ床面積、高さ等を記入
その他の場合は、その利用概要
- 4 代理人がある場合は委任状
- 5 仮換地指定済証明願と土地登記事項証明書
- 6 保留地証明願 ※保留地を使用する場合
- 7 底地証明願 ※使用収益開始前の土地を使用する場合
- 8 不動産売買契約書等の写し ※売買等により登記名義人と所有者が異なる場合
- 9 申請位置図（案内図）
- 10 配置図、（敷地に接する道路の位置、敷地境界線、敷地内における建築物その他の工作物の位置基礎等の地中構造物の位置を表示）
- 11 平面図、立面図、断面図又は矩計図（申請行為の種類及び概要の記載事項を確認できる図）

※ なお、確認事項等がある場合や、ご不明な点があれば下記まで問い合わせください。

和光市越後山土地区画整理組合

電 話 048-462-2611

FAX 048-450-1545

記入例 赤字のところを記入してください

正 許 可 申 請 書

土地区画整理法第76条の規定により下記の行為について許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請日を記入

住所 和光市南1丁目20番34号
申請行為者 氏名 越後山 太郎 印
TEL 048-462-2611

和光市長 柴 崎 光 子 様

代理人住所氏名	住所 和光市広沢1番5号 TEL 048-464-1111 1級建築士登録 第 11111 号 氏名 和光 太郎 印	
土地区画整理事業の名称	和光都市計画事業越後山土地区画整理事業	
申請行為の場所	仮換地指定前 和光市南一丁目 1111 番地 1 地積 1000.00 m ²	← 仮換地指定の従前面積
	仮換地指定後 71 街区 1 画地 積 750 m ²	← 換地後の画地面積
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の新・改・増築 ← 該当項目に○をつける	
申請行為の概要及び地域地区	第一種中高層住居専用地域 木造2階建て 建築面積 75.50m ² 延床面積 120.25m ² 高さ 7.500m	
土地所有者住所氏名及び土地 使用 承認 印	住所 申請者と同じときは、申請者の住所、氏名 氏名 申請者と異なるときは、実際の土地所有者 印	
土地借地権者住所氏名	住所 借地権の場合は記入する。 氏名 ない場合未記入 印	
工事着手 予定年月日	工事着手 令和 年 月 日	← 計画工期を記入する 工事完了 予定 令和 年 月 日 点線以下は未記入

施行者の意見	決	理事長	副理事長	担任理事	係	令和 年 月 日
	裁					和光市越後山土地区画整理組合 理事長 神 杉 一 彦

受付・許可条件・その他	施行者受付	和光市受付	許 可	決	課 長	課長補佐
			令和 年 月 日 指 令和 都 第 号	裁	統括主査	担当
	公印	(許可条件) 別紙のとおり		回		
専決事項の区分 和光市事務専決規則 第5条 (別表2 都市整備課 土地区画整理法第76条の許可及び指導)						

正 許 可 申 請 書

土地区画整理法第76条の規定により下記の行為について許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請行為者 住所氏名 TEL 印

和光市長 柴崎光子様

代理人住所氏名	住所 級建築士登録 第 号 氏名 TEL 印		
土地区画整理事業の名称	和光都市計画事業越後山土地区画整理事業		
申請行為の場所	仮換地指定前	和光市南一丁目 番地	地積 m^2
	仮換地指定後	街区 画地	積 m^2
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の新・改・増築		
申請行為の概要及び地域地区			
土地所有者住所氏名及び土地 使用承認印	住所氏名	印	
土地借地権者住所氏名	住所氏名	印	
工事着手予定年月日	工事着手予定	令和 年 月 日	工事完了予定 令和 年 月 日

施行者の意見	決	理事長	副理事長	担任理事	係	令和 年 月 日
	裁					和光市越後山土地区画整理組合 理事長 神杉一彦

受付・許可条件・その他	施行者受付	和光市受付	許 可	決 裁	課 長	課長補佐
			令和 年 月 日 指 令 和 都 第 号		統括主査	担当
	公印	(許可条件) 別紙のとおり			回 覧	
専決事項の区分 和光市事務専決規則 第5条 (別表2 都市整備課 土地区画整理法第76条の許可及び指導)						

副

許可通知書

申請書及び添付図書に記載の行為は土地区画整理法第76条の規定により別紙の条件を附して許可をする。

許可番号 指令和都第 号

許可年月日 令和 年 月 日

申請行為者 住所

氏名 様

和光市長 柴崎光子

代理人住所氏名	住所 TEL 級建築士登録 第 号 氏名 (印)		
土地区画整理事業の名称	和光都市計画事業越後山土地区画整理事業		
申請行為の場所	仮換地指定前	和光市	地積 m^2
	仮換地指定後	街区 画地	積 m^2
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の新・改・増築		
申請行為の概要及び地域地区			
土地所有者住所氏名及び土地 使用承認印	住所 氏名 (印)		
土地借地権者住所氏名	住所 氏名 (印)		
工事着手予定年月日 完成	工事着手 予定 令和 年 月 日	工事完了 予定 令和 年 月 日	

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和光市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該
審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、和光市を被告
として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁
決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査
請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、
処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。